

新たな自衛隊海外派兵法制定の動向  
——海賊対処法と恒久派兵法案の検討——

澤野義一

目次

- 一 はじめに
- 二 従来の自衛隊海外派兵法の運用と問題点
- 三 海賊対処法の概要と問題点
- 四 自衛隊恒久派兵法案の概要と問題点
- 五 むすびにかえて

一 はじめに

これまでの自衛隊海外派兵は、PKO協力法、テロ対策特別措置法、イラク復興支援特別措置法といった個別法の

制定により行われてきている。運用はされていないが、周辺事態法や船舶検査法などの派兵法もある。また新たに、自衛隊のソマリア沖派兵のための海賊対処法が制定された。しかし、それぞれの法律は、派兵の目的・地域・期限・活動内容・武器使用要件など（派兵条件）に相違があり、他の海外派兵に適用できない。このように紛争事例ごとに個別法を制定して派兵に対処するのは、海外派兵を推進する立場からすれば、これまでもそうであったが、今後においても、派兵の迅速性と柔軟性に欠け、「国益」と「国際貢献」の障害であると考えられている。

そこで提案されているのが、海外派兵を自衛隊の本来任務に格上した自衛隊法改正（二〇〇六年十二月）を踏まえ、さらに、従来の派兵諸法を包括するような派兵一般法、いわゆる「恒久派兵法」の制定である。しかしそれは、従来の派兵諸法の単なる統合ではなく、これまでの派兵条件に関する制限を取り払い（政府解釈からの逸脱）、自衛隊をいつでも、どこへでも派兵し、どんな活動（武力行使を含む）もできるようにする形で再編されようとしている点に重大な問題が潜んでいる。

本稿では、非戦・非武装平和主義の日本国憲法の理念を重視する観点から、新たな自衛隊海外派兵法制定の動向として、海賊対処法と恒久派兵法案を批判的に検討するが、それに先立って、従来の自衛隊海外派兵法の運用と問題点についても概観しておくことにする。

## 二一 従来の自衛隊海外派兵法の運用と問題点

軍隊の海外派兵は、一般的には、国連の要請に基づく場合と、集団的自衛権に基づく場合とが考えられる。前者には国連軍やPKO（国連平和維持活動）の派遣、後者には、日本に関していえば、日米新ガイドライン（防衛協力の

指針)を具体化した周辺事態法による米軍への後方支援のほか、テロ対策特別措置法やイラク復興支援特別措置法による外国軍(米軍中心)への後方支援という形での海外派兵(多国籍軍参加)が含まれる。ただし、後者の多国籍軍参加は、国連決議にも根拠があるという建前がとられている。その他、自衛隊法に基づく避難民救助や在外邦人救助という形の海外派兵も行われている。以下、これらの主な海外派兵法ないし海外派兵の概況とその憲法問題点を指摘しておくことにする。<sup>1)</sup>

### 1 P K O (国連平和維持活動) 協力法

P K O については平和維持軍、停戦監視団、非軍事的 P K O の三種類の活動(複合的活動を含む)があるが、P K O 参加については、①すべての P K O 参加合憲説、②平和維持軍参加違憲・停戦監視団参加合憲説、③非軍事的 P K O 参加のみの合憲説にわかれている。国連の要請であっても、憲法九条のもとでは、軍事目的に自衛隊を派遣することは違憲であるとの解釈によれば、第三説が妥当であろう。第一説は侵略的武力行使以外の武力行使はすべて憲法九条で許されているという解釈か、武力行使を目的にしない平和維持活動参加は違憲でないという解釈(政府見解)を前提としているが、疑問である。停戦監視団は原則非武装であるが軍事要員で占められるので、軍人の保持を禁じている憲法九条のもとでは停戦監視団参加も違憲と解される。したがって、第二説も問題がある。

それはともかく、P K O 協力法が制定されたときは(一九九二年)、P K O 参加五原則の遵守と平和維持軍参加凍結の制約があったが、現在の P K O 協力法(二〇〇一年改定)では、平和維持軍参加凍結が解除されている。また、武器使用による防衛対象は、正当防衛以外に、職務遂行に伴い自己の管理下に入った他国の被災民や武装隊員なども拡大している。これは、テロ対策特別措置法の武器使用要件に合わせたものである。

## 2 周辺事態法

日米新ガイドラインを法的に具体化する周辺事態法（一九九九年）は、現実的には発動されていないが、日本周辺地域における米軍の軍事行動に自治体、民間人、自衛隊に後方支援を要請するものである。しかし、日本が直接武力攻撃を受けていなくとも日本領域を超えて自衛隊が武器・弾薬などを輸送したりすることは、米軍の武力行使と一体化しなくとも集団的自衛権の行使に当たり違憲である。自衛隊の武器使用は自己の生命を守る正当防衛に限定されているが、実際には憲法が禁ずる武力行使との区別がつかの不明確ではない。この法律では、民間人などが国の後方支援要請を拒否しても処罰されないが、周辺事態法と連動して発動されるであろう有事法制では処罰できる規定も導入されている。

なお、周辺事態にさいして、国連安保理決議か船舶国の同意に基づいて、自衛隊が船舶検査ができる船舶検査法（二〇〇〇年）も制定されているが、同法については、公海上で警告射撃も含めて強制力のある臨検が可能になるような法改正が検討されている。また、周辺事態法については、米国以外の軍への後方支援も可能になるような法改正が検討されている。さらに、北朝鮮の核実験に対し金融凍結、武器禁輸、貨物検査等を内容とする国連安保理制裁決議（二〇〇九年六月、一八七四号）を、日本として実施する貨物検査特別措置法案が国会で審議されている。これは、周辺事態にかかわりなく北朝鮮船舶の貨物検査を公海上で旗国の同意のもとで行うことを可能とするものである。

## 3 テロ対策特別措置法

テロ対策特別措置法（二〇〇一年）は、アメリカで起きた同時多発テロ事件を契機に、テロの防止と根絶のため国際社会の取り組みに寄与することを目的に、外国軍に自衛隊が軍事的後方支援（捜索救助、武器弾薬の輸送、補給な

ど)をするものである。建前的には、米軍などによるアフガニスタンにおける軍事活動をインド洋上で自衛隊が給油活動などを通じて支援しているといわれているが、実際には、イラク戦争に従事する外国軍にも給油している。同法は延長を繰り返してきており、現在も継続している。<sup>2)</sup>

武器使用要件については、周辺事態法に比べると拡大されており、P K O協力法に関連して上述したように、正当防衛や緊急避難に限定されていない問題がある。

後方支援については、戦闘行為が行われていない地域からの支援であっても、軍事的な性格のものであれば、交戦権の行使あるいは集団的自衛権の行使に当たると、憲法九条に反する。また、このような海外派兵自体が憲法九条が禁ずる武力行使に当たるともいえる。テロ対処の問題をそもそも戦争の論理(軍事制裁の次元)で対処するのは適切ではない。

政府(小泉首相)は、給油活動のための自衛隊派兵の根拠について、国際法的には国連憲章や国連安保理決議(一三六八号)、国内的には憲法の国際協調主義などに求めている。しかし、当該安保理決議が武力行使を容認しているか疑問であるし、憲法九条を無視して国際協調主義を海外派兵の根拠にすることは問題である。その他、自衛隊の給油活動について、国際法学者の中には、国連決議の有無に関係なく、軍艦が公海で行いうる海上警察活動(テロ行為、麻薬取引、海賊行為などの阻止活動)として容認する説がある。<sup>3)</sup>しかし、たとえ局面的には軍艦が海上警察的活動を行っているとすると、全体的には、給油活動は集団的自衛権に基づく軍事活動の一環として把握する必要がある。

#### 4 イラク復興支援特別措置法

イラク復興支援特別措置法(二〇〇三年)は、米英などによるイラク先制攻撃による占領後のイラクの人道・復興

と安全確保支援を目的に、自衛隊をイラク本土に派遣するものである。しかし、同法の前提にある、①米英によるイラク攻撃の正当性（大量破壊兵器の脅威、イラクの民主化、アルカイダとの関連など）や、②同法が引用する国連安保理決議（一九九一年の六八七号決議、二〇〇二年の一四四一号決議、二〇〇三年の一四八三号決議）が各国に武力行使を要請しているかどうかについて、疑問がある。①については、アメリカでは、差し迫った脅威に対し防衛する予防的自衛権論で正当化されるが、それは国連憲章五一条の自衛権理解を逸脱している。②に掲げる国連安保理決議は、いずれも各国に武力行使を要請しているとはいえない。また、同法制定後に新たな国連安保理決議が出されてからも、中国、フランス、ロシアなどは軍事的関与はしていない。したがって、自衛隊のイラク派兵は、国際法的に違法な戦闘行為（戦争）への参加であり、許されない。

それは、当然に憲法九条にも違反する。また、占領行政が行われている地域に自衛隊を派遣することが、憲法九条の禁ずる交戦権行使に当たり違憲であるという、従来の政府見解（例えば、一九八〇年一〇月鈴木内閣答弁）にも抵触する。

さらに、イラク復興支援特別措置法を遵守して、非戦闘地域に限定した自衛隊派遣が可能なのかどうか、また、武力行使に当たらない武器使用や後方支援活動が維持できるのかどうかについて疑問がもたれてきた。この点に関して、イラク派兵訴訟・名古屋高裁判決（二〇〇八年四月一七日）が、イラク派兵自衛隊の活動態様について違法・違憲と判示している（後述五参照）。このようなきつかけのほか、アメリカをはじめイラク派兵国が撤兵方針を出す状況もあり、日本政府は自衛隊の撤兵を決定した。

### 5 掃海艇派遣、避難民・在外邦人救助

機雷除去のための掃海艇派遣は、海外派兵禁止との関係でできないというのが従来の政府見解であったが、第一次湾岸戦争後のペルシア湾への派遣にさいし、武力行使の目的をもたない機雷除去は憲法の禁ずる海外派兵ではないとされた。しかし、機雷除去は国際法（一九〇七年海底水雷敷設条約）では武力行使の一環であり、しかも多国籍軍の要請で参加すれば、集団的自衛権行使に当たり違憲となる。

自衛隊による避難民や在外邦人の救助については、政府見解では、緊急事態ならば、自衛隊法一〇〇条の五（自衛隊機による国賓等の輸送条項）の委任に基づく政令の制定だけで救助が可能であるとされている。しかし、当該委任命令は同法の趣旨を逸脱し違憲である。また、人道目的とはいえ、自衛隊による救助派遣（とりわけ相手国の同意のない場合）は海外派兵禁止原則に反する。避難民などの救助は、民間機による方が安全といえる。

## 三 海賊対処法の概要と問題点

上述のこれまでの自衛隊海外派兵法とは異なる新たな海外派兵法として海賊対処法が制定されたが、それまでの経緯は次の通りである。

二〇〇九年一月二八日、ソマリア沖の海賊対策のため、麻生首相は海上自衛隊のソマリア沖派兵を指示した。これを受けた浜田防衛相は同日、海上幕僚長らに対し、自衛隊法八二条による海上警備行動の準備指示を出し、三月一三日に派遣命令を下した。そして翌一四日には、哨戒ヘリを搭載した護衛艦二隻（各二〇〇人同乗）がソマリア沖に向けて広島の呉基地から出航したが、司法警察業務を担当する海上保安官（八人）のほか、海上自衛隊の特殊部隊（特

別警備隊)も同乗させている。

この海上警備行動による派兵は、衆参「ねじれ国会」のもとで最終的に成立するかどうか不確定の海賊対処法(「海賊行為の処罰及び海賊行為への対処に関する法律」という新法成立までの応急措置として実施されたものである)。

新法案は三月一三日に閣議決定されてから、四月二三日、与党の賛成で衆議院において可決されている。六月一日には参議院で否決されるが、衆議院の再可決で成立することになった。

ところで、新法は、法律の目的、海賊行為の定義、海賊罪、海賊対処行動などについて規定しているが、本稿では、海賊対処法の内容、海賊対処行動の性格、海賊対処法の制定背景、海賊対処法の代案といった側面から新法を検討することにする。

なお、新法の目的は、海賊行為対処に必要な事項を定め、資源輸入国日本にとって重要な海上の安全と秩序を図ることにあるとされているが、その背後にある政治的・軍事的なねらい(法律の制定背景)については後で検討する。海賊行為の定義については、新法によると、私的目的で、公海などにおいて暴行・脅迫などにより船舶を強取して、財物を強取したり、人を略取したりする行為、あるいは、このような海賊行為をする目的で船舶に接近し進行を妨げる行為、また凶器を準備して船舶を航行させる行為をさす。この定義は国連海洋法条約の規定に沿ったものであるが、海賊行為は国際法上は、テロやシージャックなどと区別される固有の国際犯罪(類型)として位置づけられている点に留意が必要である。<sup>5)</sup>



## 1 海賊対処法の内容

まず、海賊対処法の成立に先立って実施された自衛隊の海上警備行動について検討しておく。海上警備行動は、現行自衛隊法では、自衛隊の主任務である国防に比すると従たる任務である「公共の秩序の維持」のための活動に当たり（法三条）、「海上における人命若しくは財産の保護又は治安の維持のため特別の必要がある場合に」認められるものである（法八二条）。しかし、海上警備行動については、今回のケースではその特別の必要性はないし（後述4）、海外派兵にも当たるので、憲法九条に違反する。また、ソマリア沖のような日本領海をはるかに超える海上での海上警備行動も、自衛隊法の想定を超えるものである。

さらに、海上警備行動については、保護対象が日本船舶や日本人が乗っている船舶などに限られること、武器使用は警察官職務執行法を準用し、「自己もしくは他人に対する防護」のための正当防衛や緊急避難の場合に限定されること（武力行使に当たらないこと）などの制約がある（法九三条）。しかし、四月以降、護衛艦が外国船舶の護衛活動すなわち違法・脱法行為を行ったとの報道がなされている。

さて、海上警備行動の制約を超える活動を可能にする海賊対処法の内容は以下の通りである。①自衛隊の派遣地域や活動期間を限定せず、いかなる公海への派遣も可能としている。②保護対象は、自国船舶だけでなく外国船舶（商船や貨物船）なども可能にしている。③武器使用要件については、正当防衛や緊急避難に限定せず、海賊行為を制止するために海賊船の進行を停止させるという任務遂行に必要な場合にまで拡大している。④海賊対処行動に関する国会の関与については、新法案が国会の事前承認でなく、国会報告にとどめている。

これらの内容については、次のような問題点を指摘することができよう。

①については、自衛隊をいつでも、どこへでも派兵することを企図する「恒久派兵法」の先取りの性格をもってい

る。

②については、③とも関連して外国軍艦と連携して護衛する場合には、集团的自衛権行使に発展する恐れがある。この点については、安倍元首相のもとで二〇〇七年四月に設置された諮問機関「安全保障の法的基盤の再構築に関する懇談会」（同年八月二五日の第四回懇談会）において、公海上での米艦船への攻撃に自衛隊が応戦できるようにしたり、国際平和協力活動中、他国部隊が攻撃されたさいに自衛隊が応戦できるように、政府の従来の集团的自衛権解釈の変更が提言されている。<sup>6)</sup>

③については、任務遂行のための武器の先制使用が実態的には武力行使に匹敵し、憲法九条が禁ずる交戦権行使の可能性がある。また、それによって、海賊ないし自衛隊員などの死者が出ることもありうる。なお、このような海賊行為への対処は海上保安官が基本的に行うが、<sup>7)</sup> 特別の必要がある場合に、防衛大臣の命令に基づき（内閣総理大臣の承認のうえ）、自衛隊が行うことができるものである。しかし、それはテロ対策特別措置法などの従来の海外派兵法の武器使用要件を緩和しており問題である。

④については、自衛隊のシビリアンコントロールを形骸化することになる。

## 2 海賊対処行動の性格

海賊対処行動の性格については、政府見解や学説の一部では、私的集団の海賊行為に対する警察権行使であり、そのための武器使用は、国家が絡む国際紛争解決の手段として用いることが禁じられる武力行使に当たらないとの解釈で正当化されている。あるいは、警察権行使目的の派遣は武力行使を目的とする海外派兵ではないとの解釈で、海賊対処のための自衛隊海外派兵が正当化されている。<sup>8)</sup> この点については、以下の三つの側面から検討することにする。

第一は、国連海洋法条約との関連においてである。確かに、海賊対処は、国際社会では国際犯罪として警察活動の対象とされており、国連海洋法条約（一〇〇／一一一条）では、すべての国が可能な範囲で、公海などにおいて海賊行為抑止に協力する義務があること、軍艦や公的な船舶・航空機による海賊船の拿捕・臨検・追跡権があることが規定されている。したがって、一般論としては、海賊対処のための軍艦の派遣は国際法に反するものではない。しかし、軍艦を実際に派遣するかどうかは各国の法制によって決められるべきことであり、軍艦を出すことは国際的には法的義務ではない。以下に言及する、ソマリア沖の海賊対処に関する国連安保理決議も、加盟国を法的に義務付けるものではないと述べている。

この点からすれば、海外派兵を禁ずる憲法九条をもつ日本では、海賊対処のために自衛隊を派遣する必要はない。第二は、憲法九条の解釈・運用面からの問題である。これまでの海外派兵において、政府は「武力行使」と区別される「武器使用」の名目で、実態的には「武力行使」に当たる活動を行ってきているといえるが、このような政府の論理でいけば、警察権行使の名目でも同様のことが実行され、憲法九条の形骸化がさらに進む危険性がある。とくに最近の国内外では警察活動と軍事活動が融合してきている状況下では、注意を要する点である。<sup>9)</sup>

さらに、海賊行為に関する紛争は国家（国家間ないし国家に準ずる集団）が絡む国際紛争ではないから、憲法九条に関係なく自衛隊海外派兵ができるかと解するのは問題である。国際紛争には、軍事的な国際紛争に限らず、政治経済的国際紛争や国際犯罪などの国際紛争も含むと解されるし、紛争の主体が国家であることに限定することは今日的には妥当ではない。<sup>10)</sup> 結局、海賊対処のための自衛隊海外派兵は、憲法が禁ずる国際紛争解決のための武力行使や武力威嚇に該当するといえる。

なお、海賊対策については軍艦でなく、海上警察機関（日本では海上保安庁）の船舶を派遣することで対処するこ

ともできないことはないが、これも各国の国内法と政策の問題である。この点に関して、海上保安庁の巡視船などを派遣すべきだという見解もみられるが、ソマリア沖の各国の活動実態が軍事的活動に相当するものだとすれば、そのような地域への巡視船派遣は、憲法九条が禁ずる武力行使や武力威嚇あるいは交戦権行使に該当する事態にもなりうる。

第三は、海賊対処の国際協力を要請する国連安保理決議（二〇〇八年六月の一八一六号、同年一〇月の一八三八号、同年一二月の一八五一号）<sup>11</sup>に関連する問題である。すなわち、海賊行為が「地域における国際の平和と安全の脅威」であるとして、国連憲章七章のもとで、海賊行為を抑止するため、国連加盟国がソマリア沖公海・領海・領空内で「必要なあらゆる措置」をとること（軍艦や軍用機による活動など）を容認している当該安保理決議を、自衛隊海外派兵の根拠にすることは適切かという問題である。確かに、当該安保理決議に基づいて、外国では、米軍を中心とする合同任務部隊（CTF一五一）、NATOやEUの有志国のほか中国、ロシアなど約三〇カ国はソマリア沖の海賊対策のために軍艦を派遣している。

しかし、この決議には疑問がある。まず、国連憲章七章のもとで制裁の対象となりうるのは、平和に対する脅威や破壊、侵略行為であり、そこに海賊行為を含めることが適切でないといえる。<sup>12</sup>というのは、ソマリア沖の海賊事件が二〇〇七年の四四件から、二〇〇八年の一一件に急増し、現在も増えていること、また海賊は自動小銃やロケット砲で武装し、複数の高速艇で襲いかかる行動をとっている実態はあるが、海賊行為は身代金目的のため、人質に危害を加えることはほとんどないといわれているからである。<sup>13</sup>ソマリアは冷戦時代からの米ソの内政干渉による内戦と混乱、冷戦後の人道目的の国連平和維持軍派遣の失敗による無責任な外国軍の撤退などで無政府状態となっている。このような状態の中で、海賊事件が発生しているのであるが、それは、貧しい元漁民らの武装集団によるものだけでは

く、プロの国際犯罪集団とつながった新たな海賊ビジネスによるものも含まれているとの指摘もなされている。<sup>14</sup>

もつとも、本年四月、米軍やフランス軍が人質救出のために海賊と交戦して海賊を射殺したことに對し、海賊が報復宣言したり、アルカイダ系組織が各国軍艦への攻撃を呼びかける中で、米軍がソマリアのイスラム過激派組織の訓練キャンプへの攻撃を表明する危険な事態が生じつつあるとか、ソマリア沖やアデン湾が海賊と連合艦隊の戦場と化しつつあるとの指摘もあるが、<sup>15</sup> 国連憲章七章のもとで制裁の対象となりうる事態といえるか疑問である。

当該安保理決議のもう一つの疑問は、公海でない他国の領海・領空にまで及んで対処行動を行うことを容認していることである。<sup>16</sup> これは、警察活動の範囲を公海に限定している国連海洋法条約を逸脱する違法な決議であるといえよう。

### 3 海賊対処法制定の背景

上記のような性格の海賊行為を軍艦で取り締まることが問題解決になるとは思われないが、大国を中心にソマリア沖に軍艦を派遣する背景には、アフガン戦争と結びついているインド洋でのテロ対策との関連づけや、現在注目しつつあるアフリカのエネルギー資源の確保といった各国の政治的、経済的な思惑がある。あるいは、遠方洋上における各国の軍艦派遣による軍事訓練の意図もありそうである。<sup>17</sup>

このような状況で、とりわけ日本がソマリア沖に自衛隊を派遣する理由としては、アジアの中国、韓国、インドなどが軍艦を派遣することに遅れをとってはならないという対抗心がある。その他には、PKO協力法、周辺事態法、テロ対策特別措置法、イラク復興支援特別措置法、海賊対処法など、さまざまな目的の個別的な海外派兵法を積み重ねることで、小泉内閣以降検討されてきている自衛隊の恒久派兵法制定の実績をつくり、憲法九条の実質的な改悪を

先取りすることである。恒久派兵法は、これまでの個別的派兵法の制約を取り払い、自衛隊をいつでも、どこへでも派兵し、どんな活動（武力行使や集団的自衛権行使を含む）もできるようにするものである。

また、日米安保のグローバル化ないし日米同盟強化の一環としても、自衛隊のソマリア沖派兵が位置づけられていることに留意する必要がある。この点については、オバマ政権のヒラリー・クリントン国務長官は、本年来日した二月一七日の浜田防衛大臣との会談において、日米同盟の重要性を指摘する中で、イラク支援、アフガニスタン問題にかかわるインド洋給油活動のほか、ソマリア沖海賊対策に船を出すことを日本に要望している。そして、海賊対策については、「国会の議論があると思うが、日本が他国の船の保護も緊急時にはできるといふことも検討していただけ」とありがたい」と述べている。<sup>18)</sup>

このクリントン国務長官の海賊対策に関する要望は、地球規模での日米同盟協力として、これまでの日本の海外派兵を評価するとともに、恒久派兵法制定にも期待を寄せている「第二次アームテージ報告——二〇二〇年に向けアジアを正しく方向付ける」(二〇〇七年二月)<sup>19)</sup>で提示されていた、日米同盟の課題の一つとしての海賊対策を踏まえたものといえる。それは次のように指摘されている。すなわち、「シーレーンはアジアの生命線である。海洋国家である米国と日本は、海事安全保障と海賊対策の問題で、重要な能力を提供できる。地域においては、シーレーンの安全保障と公海の安全に対する多国間の取り組みが議論されており、米国と日本は、地域の海事安全保障政策の策定と履行について指導的役割を維持するべきである。」と。

さらに、政府は五月に入り、海賊対策を名目に、対艦ミサイルや魚雷搭載可能な海上自衛隊のP3C哨戒機二機をソマリア隣国のジブチの国際空港に配備するとともに、それを警備するための陸上自衛隊中央即応連隊（テロ作戦を担うために創設された部隊）を初めて派遣した。また、輸送任務に当たたる航空自衛隊C-130H輸送機も派遣された。

これは陸海空の三自衛隊（約九〇〇名）が一体となる最初の海外派兵となるが、先に派遣されている日本の護衛艦の活動を補強するだけでなく、ソマリア沖やインド洋で活動する米軍等の軍事作戦を支援することにもなろう。

#### 4 海賊対処法の代案

海賊対処法の代案ということで、三つのことを以下で指摘しておくことにする。

第一に、新法の代案として、民主党は海賊対処法に対する修正案を提出していたが、自衛隊派遣のさいの国会の事前承認を必要とすること以外は新法と大差はなく、むしろ、国会の審議において、政府・与党の新法制定を促進する役割を果たしたといえるが、その論理を検討しておく必要がある。民主党にとっては、ソマリア沖海賊対策は国連安保理決議で要請されており、艦船を派遣することは国際貢献であり、「人間の安全保障」に通ずると理解されている。またそれは、公海における航行の自由確保のための国際社会への寄与を重視する同党の恒久派兵法案ともいえる「テロ根絶法案」の方針に沿っている。新法にしる民主党修正案にしる、その前提には、国連安保理決議がある場合には、自衛隊を海外派遣しても憲法九条に抵触しないという共通の認識、いわゆる「国連中心主義」がある。しかし、「国連中心主義」論は、日本国憲法の平和主義との関連で検討される必要がある（後述五参照）。

第二に、各国のソマリア沖派兵の背景を考慮すれば、自衛隊のソマリア沖派兵は必要ないということである。この点について、ソマリア沿岸国のイエメンから昨年来日した沿岸警備隊長は、「日本から自衛隊を派遣すれば費用がかかる。現場をよく知る我々が高性能の警備艇で取り締まった方が効果がある」。自衛隊派遣は効果が期待できないし、必要ないとして、日本に対し、警備基地の新設や高速警備艇導入の財政援助、海上保安庁の警備技術指導を求めている。ソマリア沖海賊問題で日本政府が行うべき国際貢献は、このような非軍事的な支援である。もちろん、それ以外

にも、海賊行為の発生原因となっているソマリアの貧困などの国内問題への経済的支援などが必要である。<sup>20)</sup>

それはともかく、海賊対策に関する日本の非軍事的な支援として想起されるべき先例がある。それは、日本（小泉内閣）が提言し、アジア一四カ国（ASEAN諸国や中国、韓国、インド、日本など）で採択された二〇〇四年の「アジア海賊対策地域協力協定」（東南アジア・モデル、二〇〇六年発効）により、海上保安庁が関係国に巡視船などを派遣して、海賊対策に関する海上保安機関の連携訓練や、関係国の海上保安機関職員を対象とした海上犯罪取り締まり研修などを実施してきた事例である。その関連で、日本政府による、インドネシア海上警察局の巡視船艇整備のための無償資金協力も実施されている。シンガポールには、海賊情報共有センターが設立されている。このような活動により、マラッカ海峡の海賊事件が激減したといわれているが、それに主導的に貢献してきているのが、実は日本政府であるということである。<sup>21)</sup>

さらに、本年一月末、国際海事機関（IMO）は、ジブチでソマリア沖海賊問題対処のため、ソマリア周辺国やアフリカ連合などの国際機関、日本などのオブザーバー国が参加する会合を開き、海賊情報共有センターや訓練センターの設立などを内容とする行動指針を採択したが、そこには、上述した「アジア海賊対策地域協力協定」がモデルになっており、注目される。<sup>22)</sup>

第三に、海賊対策のための自衛隊派遣について、日米同盟協力以外の理由として、自国の船舶を自国の軍艦で守るのは日本の国益であるという理由もあげられている。しかし、海外で危険を回避することが自己責任だとする、日本政府がしばしば主張してきた見解によれば、船舶が危険を避けるためには、時間がかかるが、アフリカ南端の喜望峰を回るといふ選択肢などもありうる。また、そのような場合に国が費用を援助する方が、自衛隊派遣にかかる費用よりもかなり安いともいわれている。<sup>23)</sup>



#### 四 自衛隊恒久派兵法案の概要と問題点

上述の海賊対処法は、自衛隊の派遣地域、活動期限を限定せずにいかなる公海への派遣も可能としている点で、従来の海外派兵法と異なり、恒久派兵法の先取りの性格をもっているといえる。それでは、現在、恒久派兵法としてどのようなものが考えられているのであろうか。

恒久派兵法制定に関する経緯は後述するが、恒久派兵法制定論議が近年注目された理由としては、二〇〇七年秋の福田首相と民主党小沢代表の密室での党首会談で、衆参「ねじれ国会」の打開策として自民・民主党の「大連立構想」論が話題となったさいに、恒久派兵法が必要だとの認識で一致したこと、また、二〇〇八年一月一日に成立した新テロ対策特別措置法（「テロ対策海上阻止活動に対する補給支援活動の実施に関する特別措置法」）が一年後に期限切れとなることに備え、同年度中に恒久派兵法を制定しておく必要があることから、福田首相が二〇〇八年一月一八日の所信表明演説で同法制定の方針を打ち出し、自民党も二月に同法に関する党内作業チームを発足させたことにある。さらに、民主党が与党の新テロ対策特別措置法案の対案として二〇〇七年十二月に提出した法案（「国際的なテロリズムの防止及び根絶のためのアフガニスタン復興支援等に関する特別措置法案」、略して「テロ根絶法案」）に恒久派兵法に相当する部分が含まれているため、衆院において、民主党案が与党によって否決されずに継続審議になったことも、恒久派兵法制定の動向が注目されたゆえんである。自民党としては、二〇〇六年八月に党防衛政策検討小委員会で作成された「国際平和協力法案」（石破茂座長）を土台に恒久派兵法の法制化を目指す方針を立てている。

現在の麻生政権のもとでは、未曾有の金融危機対策のための経済・財政・雇用論議が中心的課題であるため、恒久派兵法自体の論議は目立たないが、これまでの海外派兵法や海賊対処法との関係もあり、恒久派兵法に関する論議の

進展状況をみておくことにする。

以下において、自民党と民主党の恒久派兵法案を検討するが、当該法案以前に恒久派兵法の必要性は政府や財界などから提言されているので、その経緯についても言及しておくことにする。なお、そこでの恒久派兵法と改憲論の関連をみると、恒久派兵法の制定を、憲法九条の改正なしにでも行おうとする手法（立法による実質改憲・解釈改憲論）と、明文改憲とともに行おうとする手法が並行的に提言されていることが看取できる。

### 1 恒久派兵法に関する政府提言の経緯

恒久派兵法の必要性が政府関係機関から最初に提言されるのは、二〇〇二年一月二十八日に福田官房長官の私的諮問機関「国際平和協力懇談会」（明石康座長）が出した報告書においてである。前年にはテロ対策特別措置法が制定されたり、PKO協力が改正されたりしているが、当該報告書は、さらなる国際平和協力の改善・強化の諸方策として、「自衛隊法を改正し、国際平和協力を自衛隊の本務として位置付ける」とともに、「多国籍軍」（アフガンの国際治安支援部隊ISAF、コソヴォの国連平和維持部隊KFORなど）の果たす役割が大きくなっていると、  
「国連決議に基づき派遣される多国間の平和活動（いわゆる「多国籍軍」）への我が国の協力（例えば、医療・通信・運輸等の後方支援）について一般的な法整備の検討を開始する」ことなどを提言している。

この提言に基づき、政府は二〇〇三年七月に、内閣官房内に準備室を設置し、恒久派兵法に関する大綱を作成し、翌年の国会に法案提出する方針を決定している。

二〇〇四年一〇月には、小泉首相の私的諮問機関「安全保障と防衛力に関する懇談会」（荒木浩座長）が出した報告書も、国際平和協力の諸課題の中で、国際平和協力活動を自衛隊の本来任務とすべきことのほか、特別措置法によ

る対応でなく、「一貫して、迅速に取り組んでいくことができるよう、一般法の整備を検討すべき」ことを提言している。ここでは「武力行使」は容認されないと指摘されているが、任務遂行に必要な武器使用権限の拡大の提言は、事実上「武力行使」を容認することになるであろう。

恒久派兵法の必要性については、国会審議においても、大臣らによって答弁されているし（石破防衛庁長官・二〇〇三年七月一六日衆院イラク支援特別委員会、小泉首相・二〇〇三年一〇月六日参院テロ防止特別委員会など）、同法が政府内で検討中であることも答弁されている（安倍官房長官・二〇〇五年一二月一九日衆院イラク支援特別委員会）。しかし、政府がどこまで具体的に検討したかは明らかでないし、結果的には、議論が集約されない状況やイラク派兵自衛隊の撤収問題などもあり、二〇〇六年の国会への恒久派兵法案の提出は見送られたようである。<sup>23</sup>

## 2 恒久派兵法に関する財界とアメリカの提言

### (1) 財界の提言

財界の恒久派兵法に関する提言としては、二〇〇四年一二月の経済同友会の「イラク問題研究会意見書」にみられる主張が注目される。同意見書は、これまでの個別の自衛隊派兵法による活動に限界があるとして、今後の自衛隊による国際平和協力のあり方として、恒久派兵法については、①自衛隊派遣のさいの基準・目的・活動領域等を明確にし原則化すること、②迅速な派遣を可能とすること、③派遣に関する現行法ではカバーできない地理的範囲を補完することの三点の意義を指摘している。これは、同年一〇月の小泉首相の諮問機関が出した報告書の提言をより具体的に踏み込んだ内容となっている。

また、恒久派兵法制定に関連して、憲法改正、安全保障基本法制定、集団的自衛権行使にかかわる政府解釈の変更、

自衛隊法改正の必要性も同時に提言されている。

なお、自衛隊と民間が協力して活動する日本型「民軍協力」の構築も提言されている（アメリカなどの民軍協力に重大な問題があることは指摘されていない）が、それは、「外国企業が軍の保護の下、ビジネスチャンスでもある復興支援開発に乗り出している中で、日本だけが乗り遅れる恐れもある」<sup>55</sup>ことに対する対策だとすれば、総じて恒久派兵法は、いわば現代の新自由主義経済のもとでグローバルに展開する資本・企業に必要なものとして位置づけられているといえよう。

その他、日本経団連の報告書「わが国の基本問題を考える」（二〇〇五年一月一八日）や「希望の国、日本」（二〇〇七年一月一日）においても、恒久派兵法に関する提言がなされている。両者はほぼ同じことを指摘しているが、後者の報告書では、「憲法九条」第二項を見直し、憲法上、自衛隊の保持を明確化する。自衛隊が主体的な国際貢献をできることを明示するとともに、国益の確保や国際平和の安定のために集団的自衛権を行使できることを明らかにする。このこと、自衛隊の国際貢献については、「その基本方針を明確にし、場当たりの特別な措置法ではなく一般法を整備する」ことが提言されている。

いずれにしても、財界の恒久派兵法の提言は、国益論に基づき、あからさまな改憲や集団的自衛権行使容認論とともに主張されている点を警戒しておくことが必要である。

## (2) アメリカの提言

二〇〇〇年一〇月の「第一次アーミテージ報告」が日本に集団的自衛権禁止の見直しや有事法制制定などを求めているのに対し、二〇〇七年二月の「第二次アーミテージ報告」は、二〇二〇年に向けた日本の諸課題の中で、九条改憲と恒久派兵法制定に期待（派兵法関連では、アフガンやイラク戦争における日本の米国支援、および大量破壊兵器

の拡散防止活動「PSI」参加協力への日本の取り組みを評価）している点が注目される。それは、「憲法について現在日本で行われている議論は、地域「アジアを想定」および地球規模の安全保障問題への日本の関心の増大を反映するものであり、心強い動きである。」また、「一定の条件下で日本軍の海外配備の道を開く法律（それぞれの場合に特別措置法が必要とされる現行制度とは反対に）について現在進められている討論も、励まされる動きである。米国は、情勢がそれを必要とする場合に、短い予告期間で部隊を配備できる、より大きな柔軟性をもった安全保障パートナーの存在を願っている。」という表現で述べられている。

このアーミテージ報告にみられるアメリカ側の恒久派兵法の必要性への提言は、改憲の要求とともに主張されている点で、日本財界の主張と同じである。この提言は、ブッシュ政権をチェインジしたオバマ政権にも引き継がれ、日本の自民党と民主党の二大保守政党によって具体化されていくことが危惧される。

### 3 自民党の恒久派兵法案

恒久派兵法に関する自民党内の提言としては、上述の二〇〇六年八月に作成された「国際平和協力法案」（第一条（六〇条）がある。これは相当まとまっており、今後の検討対象にもなるとされているので、その概要と問題点を以下に指摘しておく。<sup>26</sup>

① 派兵根拠 国連関連機関の決議や要請以外に、日本が締結した条約で設立された国際機関など（政令で制定）の要請のほか、日本が特に必要と認める事態で、紛争当事者の合意に基づく要請ないし他国の要請がある場合にも派兵できることになっている。これまでの派兵は建前上国連決議がある場合に限定されていたが、当該恒久派兵法案では国連決議がなくとも、アメリカ、NATO、アフガン政府などの要請でも派兵できるから、このような派兵であれ

ば、アメリカの侵略行為に加担することになるか、集団的自衛権の行使となる。

② 国会承認 国連決議などに基つかない派兵は一年ごとの国会承認を要すると明記されているが、国連決議などがある場合の派兵については、国会承認手続きや派兵期限などが明らかにされていないためシベリアンコントロールがきかないという問題がある。

③ 派兵地域 派兵は「国際的な武力紛争の一環として」、人の殺傷や物の破壊行為が行われていない地域とされている。テロ対策特別措置法やイラク復興支援特別措置法にも類似の規定があるが、当該恒久派兵法案では、国際的な（国家間）紛争でないような内戦やテロ活動が行われている地域であれば、世界のあらゆる戦闘地域に派兵が可能となる。

④ 活動内容 従来の人道復興支援と後方支援活動だけでなく、安全確保、警護活動、船舶検査といった、明らかに軍事活動も可能となっている。人道復興支援の中には、従来の派兵法にはないような、派遣先国の軍隊関連組織の育成や武力攻撃を受ける派遣先国の国民保護なども含まれている。安全確保は、イラク復興支援特別措置法で安全確保「支援」となっていた制約をはずし、巡回などにより紛争地の暴力や破壊行為を防止する治安活動を行う。警護活動は人・施設・物品の警護を行うが、安全確保の規定が準用されるため、安全確保の軍事的活動との区別は困難である。船舶検査については、船舶検査法ではできない軍事的強制力のある停船検査や回航、乗組員の拘束など（臨検）が、当該恒久派兵法案では可能になっており、危害射撃のための武器使用もできる。これはアメリカなどが行っている大量破壊兵器の拡散防止活動（PSI）などへの参加を可能にするものであるが、憲法九条が禁止する交戦権行使に当たる。

⑤ 武器使用 これまででは自衛隊員が正当防衛や自己の管理下に入った者の生命身体を守る場合のみ小型武器に

限定して使用できたが、安全確保、警護活動、船舶検査においては、自衛隊の部隊は権限行使への妨害や抵抗を抑止するのに必要な場合などにも武器使用ができる。しかも、この場合は小型武器に限定されていないという問題がある。

以上のような自民党恒久派兵法案が実施されることになれば、アフガンやイラク戦争でアメリカやその有志連合国が行っている占領地での治安活動を名目にするテロ掃討作戦や、海上における臨検活動などが、国連決議の有無に係らず、いつでも世界のあらゆる地域で行うことができるようになる。

なお、自民党の恒久派兵法案における自衛隊の船舶検査やそれに伴う武器使用要件は、上述した海賊対処法における海賊船阻止のための武器使用を容認する内容になっている。それと同様のことは、安倍元首相のもとに設置された第四回「安全保障の法的基盤の再構築に関する懇談会」の中でも提言されている点に留意する必要がある。

#### 4 民主党の恒久派兵法案

民主党の恒久派兵法案としては、上述の「テロ根絶法案」に含まれている「第五章 国際的なテロリズムの防止及び根絶に寄与する我が国の取組に係る基本的な法制の整備その他の措置」（第二五条～二八条）が検討対象になる。これは自民党案に比べると極めて簡単ではあるが、基本的な考え方が示されている。

ただし、その内容をより具体的に把握するためには、すでに出されている民主党の「安全保障基本法案」（二〇〇三年九月国会提出。同年四月の旧自由党「安全保障基本法案」と同じもの）、「憲法提言」（二〇〇五年一〇月）、「政権政策の基本方針」（二〇〇六年一二月）などの関連文書のほか、小沢一郎議員の安全保障論<sup>27</sup>などをみる必要がある。

さて、「テロ根絶法案」では、国際的なテロ防止と根絶のための国際社会への寄与を含む、「我が国の安全保障の原

則に関する基本的な法制の整備」の必要性という表現で、恒久派兵法の速やかな制定が提言されている。法整備においては、自衛権の発動に関する基本原則と、国連憲章七章の集団的安全保障に関する日本の対応措置に関する基本原則が定められることになることとされているが、以下のような点が問題である。

まず、自衛権については、「政権政策の基本方針」では、「これまでの個別的・集団的といった概念上の議論の経緯に拘泥せず・・憲法第九条にのっとり行使する」と述べられているのは、個別的自衛権に限らず一定の集団的自衛権の行使を容認するものと解される。その記述には「専守防衛の原則に基づく」という条件が付されているので意味不明（ないし矛盾）の感があるが、それは政府見解と同様、それほど厳密な意味をもたないように思われる。というのは、政府が「専守防衛」を建前としつつ、日米軍事同盟のもとに米軍の海外戦争のさいに日本の基地を提供してきたことなどは、国際法的にみれば集団的自衛権行使を事実上容認しているといえるからである。それは、民主党についても、また国連決議に基づかない海外派兵や集団的自衛権行使を違憲としている小沢代表についても、日米防衛協力を重視している以上（「安全保障基本法案」など）、同様に指摘できる。

より端的には、「憲法提言」において、日本国憲法で認められる「制約された自衛権」の意味について、国連憲章五一条の限定的な「自衛権」理解が戦後日本で培った「専守防衛」の考え方に重なりと説明されていることは、限定的に集団的自衛権行使を容認するものといえる。「テロ根絶法案」では、テロリストの攻撃などから公海における「航行の安全を確保」するためであれば、国連決議に基づかなくとも、国際社会の取り組みに積極的に寄与すると提言されているが、それは、自民党案にみられた「船舶検査」やPSIのような集団的自衛権行使を容認できる余地を与えている。

次に、集団的安全保障について、「テロ根絶法案」は国連の平和と安全の維持・確保に必要な措置をとるための組



組織の設置を提言しているが、「安全保障基本法案」では、防衛庁に設置される常設の「国際連合平和協力隊」を派遣して協力することが想定されている。「政権政策の基本方針」では、国連憲章四一条（非軍事措置）および四二条（軍事措置）による制裁も含め、国連の要請があれば国連平和活動に積極的に参加すること、そして同四二条による場合は武力行使を伴う（「安全保障基本法案」第七条）から、これまでの政府の武器使用基準の緩和の必要性も提言されている。それに関連する具体例と思われるが、「テロ根絶法案」は、国連決議がなされるならば、公海におけるテロ対策海上阻止活動（インド洋上の船舶検査など）への参加を検討するとしている。

なお、このような立場からすれば、政府が提案して成立した海賊対処法について、海賊対処行動のさいに国会の事前承認を要するかどうかの若干の相違はあるにせよ、自衛隊海外派兵については論理的には同調せざるをえないという問題がある（上記の三参照）。

結局、民主党の集団的安全保障は、「憲法提言」の表現によれば、「現状において国連集団安全保障活動の一環として展開されている国連多国籍軍の活動」（武力行使を含む）への参加を容認するということである。国連決議に基づかない海外派兵や集団的自衛権行使を極力制限するが、国連決議に基づく海外派兵や武力行使は積極的に認める立場である。それは、確かに、国連決議がなくとも海外派兵や武力行使ができることを強調する自民党の考えと基本は異なるところである。しかし、国連決議がある場合の多国籍軍への参加を容認する点では、自民党案と同じである。そうすると、アフガンに展開している国際治安支援部隊 I S A F（実態は N A T O 軍の指揮による軍事掃討作戦を遂行し市民も殺害）などへの参加は理論上可能となる。これは、「国連中主義」論の観点から、民主党が政権をとれば I S A F に参加すると述べている同党の元代表の小沢一郎議員の見解と相通ずるものである。<sup>28)</sup>

## 五 むすびにかえて

以上の考察で明らかにした要点は、次のことである。

第一は、PKO協力法、テロ対策特別措置法、イラク復興支援特別措置法といった従来の個別の自衛隊海外派兵法とその運用は、非戦・非武装平和主義憲法に違反しているということである。

第二に、今回制定された海賊対処法は、一見軍事に関係ないような海賊対処を名目としているが、従来の海外派兵法と同様、平和憲法に違反するということである。

第三に、海賊対処法の制定は、恒久派兵法の内容を部分的に先取りするものであり、恒久派兵法制定を促進する要因になる。他方、恒久派兵法案には、海賊対処法で実施しようとしている活動がすでに取り入れられているということである。

第四に、そのような海外派兵法制定の背景にあるのは、シーレーン防衛における日米同盟のグローバル化と、それを利用した日本独自の軍事力による国益（経済活動など）確保にあるということである。

第五に、右の国益追求に意義があるとする立場は、「国際貢献」を名目に、海外派兵ないし集団的自衛権行使を可能にするために、平和憲法の改正（改悪）を主張しているということである。

第六に、民主党の修正版海賊対処法案や恒久派兵法に相当する「テロ根絶法」案は、政府・与党の海賊対処法や自民党の恒久派兵法案に対抗して提示されたとはいえ、実質的には大差がなく、いずれも平和憲法を否定するものであるということである。その前提には、国連安保理決議がある場合には、自衛隊を海外派遣しても憲法九条に抵触しないという共通の認識、いわゆる「国連中心主義」があるということである。

第七に、平和憲法をもつ日本がなすべき国際貢献は非軍事的な手段によるべきであり、海賊対処についても、ソマリアやソマリア沖沿岸国への治安や海上保安機能強化への支援、あるいは海賊行為発生の原因になっているソマリアの貧困問題解決への支援の形で行うことが望ましいということである。

最後に、上記の第五や第六の要点で指摘した集団的自衛権行使容認論と「国連中心主義」論の問題点について、平和憲法の理念と関連させて批判しておくことにする。

まず確認しておきたいことは、軍隊をもたず、国際紛争の解決に当たり国権の発動としての武力行使を禁止し、かつ交戦権を放棄する憲法九条からは、いかなる紛争（国家や集団が絡む紛争）に対しても、後方支援も含め軍事的に関与しない中立（国）が要請されていると解される、ということである。この中立義務が一時的なものでなく恒常的なものであるとすれば、憲法九条の要請する中立は「非武装永世中立主義」ということになる。このような前提で考えるならば、集団的自衛権はもちろん、いかなる名目の自衛隊海外派遣ないし海外派兵も認められない。国連決議による多国籍軍の活動といえ、それは本来の国連軍でもなく、現実的には利害関係国による軍事行動、ないし集団的自衛権行使に匹敵する軍事行動であり、基本的には国連の統制に服していないのである。

ところが、「国連中心主義」論は、このような現実を度外視して、日本国憲法の平和主義の理念を、国連の決議や要請を名目とする海外派兵を正当化することに用いている。あるいは、日本国憲法の平和主義の理念を、国連憲章の安全保障の理念に還元しているといえる。それは結果的には、憲法九条の非戦・非武装・中立（永世中立）の原則を否定することになる。このような意味で、集団的自衛権行使容認論に基づく安全保障論はもちろん、「国連中心主義」論に基づく海外派兵論にも賛成できない。<sup>29</sup>

なお、これまでの種々の自衛隊海外派兵違憲訴訟では違憲判決は出されてこなかったが、自衛隊イラク派兵違憲訴

訟・名古屋高裁判決（二〇〇八年四月一七日）が自衛隊派兵について一部違憲判決を下したことは、海外派兵に対する司法的警告として注目される。<sup>30)</sup>

同判決では、自衛隊の派兵根拠となつているイラク復興支援特別措置法の違憲か合憲かについては何も言及されていない点や、同特別措置法に基づいて自衛隊がイラクに派兵されたこと自体の違憲確認請求が当該事件の具体的な権利関係にかかわらない抽象的な違法確認を求めるもので不適法として却下されている点については、上記の私見からすれば、疑問がないではない。つまり、海外派兵法自体を違憲とする論理を提供していないという意味では理論的にも、運動論的にも限界があるといえる。<sup>31)</sup>

しかし、同判決は、長沼ミサイル基地事件の地裁判決について国民の平和的生存権の具体的権利性を認めたこと以外に、バグダッド空港を拠点とする航空自衛隊による多国籍軍の武装兵士などの輸送活動の実態が、戦闘地域での活動と武力行使を禁止しているイラク復興特別措置法に違反し、国際紛争解決の手段として武力行使を禁止する憲法九条一項にも違反すると判示したこと（法律の運用違憲論）は、裁判的次元では高く評価されるところである。この判決の論理によれば、ソマリア沖での自衛隊の護衛艦やジブチに配備されているP3C哨戒機等の活動が実態として軍事活動に従事していると認定されるならば、憲法九条一項に違反するとの解釈の余地もありえよう。

(1) 詳細は、澤野義一『永世中立と非武装平和憲法』（大阪経済法科大学出版部、二〇〇二年）第九章、同『平和主義と改憲論議』（法律文化社、二〇〇七年）九八—一〇一頁、第八章および第九章のほか、山内敏弘『立憲平和主義と有事法の

- 展開」(信山社、二〇〇七年) 六五頁以下、小林孝輔・芹沢斉編『基本法コンメンタール憲法「第五版」』(日本評論社、二〇〇六年) 四〇頁以下「水島朝穂」、前田哲男『自衛隊——変容のゆくえ』(岩波書店、二〇〇七年) 第一章および第二章など参照。
- (2) 半田滋『戦地』派遣 変わる自衛隊』(岩波書店、二〇〇九年) 一四六頁以下。
- (3) 小寺彰『給油問題に国連決議不要』二〇〇七年一〇月九日付「日本経済新聞」。
- (4) 藤田久一『武力の支配』に代わる『法の支配』深瀬忠一ほか編『平和憲法の確保と新生』(北海道大学出版会、二〇〇八年) 一三九頁以下。
- (5) 山本草二『海洋法』(三省堂、一九九二年) 一三二頁以下、島田征夫・林司宣『海洋法テキストブック』(有信堂高文社、二〇〇五年) 一〇二—一〇四頁など。
- (6) 首相の諮問機関「安全保障の法的基盤の再構築に関する懇談会」のメンバーである国際法学者の村瀬信也教授の見解については、同「テロ特措法」に並ぶ急務 集団的自衛権の法解釈を見直せ』『WEDGE』二〇〇七年一〇月号五一—六頁。
- (7) 二〇〇一年の海上保安庁法改正により、海賊船を停船させるための武器使用が可能になったのは、海上保安庁が能登半島沖で北朝鮮不審船を取り逃がした教訓をきっかけにしているが、そこには海上保安庁の警察活動に軍事的役割を付与する意図も窺われる。この点については、前田哲男「海上保安庁法の改定と領域警備」山内敏弘編『有事法制を検証する』(法律文化社、二〇〇二年) 一八四頁以下参照。
- (8) 政府見解については、平岡秀夫・民主党衆議院議員による海賊対策に関する質問主意書(二〇〇九年一月二八日)に對する政府答弁書(同年二月六日)、国際法学者の見解として、「毎日新聞」(二〇〇九年三月二〇日付)掲載の村瀬信也教授の説を参照。
- (9) 内藤光博「今なぜ自衛隊のソマリア派兵か」『法と民主主義』二〇〇九年五月号三六一—三七頁、清水雅彦「海上保安庁の『軍事化』」『法と民主主義』(前掲) 五一頁以下。
- (10) 田中隆「ソマリア派兵・海賊対処法がなげかけるもの」『月刊憲法運動』二〇〇九年七月号七一—八頁。
- (11) UN.S./RES/1816,2 June 2008; UN.S./RES/1838,7 October 2008; UN.S./RES/1851,16 December 2008.

- (12) 藤本俊明「ソマリアの人々に希望の未来を」『法と民主主義』(前掲) 四八頁。
- (13) 「朝日新聞」二〇〇九年一月八日付。
- (14) 稲坂硬一「ソマリアの海賊、日本の無策」『軍事研究』二〇〇九年一月号一八〇頁以下、武田いさみ「ソマリア海賊の深層に迫る」『世界』二〇〇九年三月号三六頁以下、山崎正晴「ソマリアの海で日本は沈没する」(KKベストセラーズ、二〇〇九年) など参照。
- (15) 海賊対処法案に対する赤嶺政賢議員の衆院本会議における反対討論(『しんぶん赤旗』二〇〇九年四月二四日付)、山田吉彦「ソマリア沖の海自艦に忍び寄り希望の未来を」(前掲) 四七―四八頁。
- (16) 藤本俊明「ソマリアの人々に希望の未来を」(前掲) 四七―四八頁。
- (17) 谷口長与「狙いはアフリカのエネルギー資源確保だ」『世界』二〇〇九年三月号四五頁以下、富坂聰「ソマリア沖はすでに中国艦隊の演習場である」『諸君』二〇〇九年五月号八〇頁以下など参照。
- (18) 「毎日新聞」二〇〇九年二月一八日付。
- (19) 「第二次アーミテージ報告」は、リチャード・アーミテージ(共和党系)とジョセフ・ナイ(民主党系)らが超党派の立場で作成したアメリカの安全保障政策。
- (20) 「朝日新聞」二〇〇八年一月一五日付。
- (21) 平岡秀夫・民主党衆議院議員による海賊対策に関する質問主意書に対する二〇〇九年二月六日政府答弁書(前掲)のほか、前田哲男「海賊対策にはソフトパワーを」『世界』二〇〇九年三月号三二頁以下、「ニューズウィーク」(日本版)二〇〇九年二月一―号四〇頁、菊池雅之・柿谷哲也『最新日本の対テロ特殊部隊』(アリアドネ企画、二〇〇八年) 一六六頁以下など参照。
- (22) 田川実「ソマリア沖海賊問題の背景と解決の道」『前衛』二〇〇九年四月号九五頁以下のほか、与党PTT会議に提出された二〇〇九年二月五日の資料・外務省「ソマリア沖海賊対策における国際協力」『月刊憲法運動』二〇〇九年三月号二二―二四頁参照。
- (23) 田中隆「ソマリア派兵・海賊対処法がなげかけるもの」(前掲) 三頁。

- (24) 高山昌治郎「安全保障と法——恒久法論議と憲法第九条を中心として」森本敏編『日本の安全保障問題』（海竜社、二〇〇七年）四二七頁以下参照。
- (25) 「産経新聞」二〇〇四年一月二五日付。
- (26) 隅野隆徳「自衛隊海外恒久派兵法案を検証する」『月刊憲法運動』二〇〇七年二月号二頁以下、内藤功「恒久派兵法の問題点と自衛隊イラク派兵違憲判決の意義」『法と民主主義』二〇〇八年八月・九月号四頁以下など参照。
- (27) 小沢一郎「今こそ国際安全保障の原則確立を」『世界』二〇〇七年一月号一四八頁以下。
- (28) 小沢一郎の安全保障論の問題点については、澤野義一「永世中立と非武装平和憲法」（前掲）二一八―二二〇頁。民主党の改憲論も含めて、同『平和主義と改憲論議』（前掲）八四―八五頁のほか、山口響「民主党改憲案の展開」『ポリティック』（旬報社、二〇〇六年）一―号二二八頁以下、上脇博之「各政党の憲法観」法学館憲法研究所編『日本国憲法の多角的検証』（日本評論社、二〇〇六年）一六五頁以下など参照。
- (29) このような私見については、澤野義一「非武装中立と平和保障」（青木書店、一九九七年）一五五頁以下、同「国際社会への『貢献』と平和主義」『法律時報』二〇〇七年七月号四七頁以下。
- (30) 澤野義一「最近の改憲動向と恒久派兵法」『社会評論』二〇〇八年夏号六〇―六二頁。
- (31) この点では、日本とは憲法訴訟制度は異なるが（コスタリカでは抽象的違憲審査も可能）、イラク戦争を支持したコスタリカ政府に対し、非武装憲法、永世中立、平和的生存権の憲法的価値を踏まえて、政府の戦争支持声明自体を違憲として、アメリカの有志連合リストからコスタリカ名を削除させる外交措置をとらせたコスタリカ最高裁憲法廷判決が目できる（二〇〇四年九月）。澤野義一「『永世中立』構想による安全保障政策」深瀬忠一ほか編『平和憲法の確保と新生』（前掲）二六四頁以下参照。

（本稿は二〇〇九年七月脱稿）

